



五月雨 「さみだれ」と読む。日本人は、歳時記として旧暦で一年を72候に分け、自然と人との営みを、巧みに言葉で表し、生活に取り入れた。その豊かさが、雨の時期を巧みな表現で優しく感じさせ、その応用力が今日の日本人の能力を創り出したのである。梅雨（ばいう）とは、黴の生える時期の雨の意として中国から伝わってきた「黴雨（ばいう）」を、「梅雨（ばいう）」と、梅の実が育つ時期の意に優しく置き換えたといわれる。童謡の「あめふり」で母を思い出す。雨にあそぶ幼子の傘が目浮かぶ。蛇の目傘、みの、みな雨との関わり合いである。貧乏武士の生活手段として安物傘をつくり、番号を入れて貸し出した物を「番傘」という。日本は良いなア！（咲くやこの花館にて）

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 平成27年4月分からの年金額の改定について
- 平成27年度の算定基礎届は7月1日(水)～10日(金)までに提出してください
- 「賞与支払届」はすみやかに提出してください
- 協会けんぽからのお知らせ ・新しい業務システムのサービスインについて ・申請書等の提出は必ず『新様式』でお願いします
・医療費の自己負担が高額になりそうな場合は…限度額適用認定証をご利用ください ・メールマガジンのご案内
- 労務事務講習会 ● 年金事務講習会 ● 「ねんきんネット」のご利用登録を！

職場内で回覧しましょう

平成27年4月分からの 年金額の改定について



公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定が行われますが、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、賃金の上昇率が物価の上昇率よりも小さい場合には、賃金上昇率で改定することになっています。平成27年度の年金額は、賃金上昇率（2.3%）が物価上昇率（2.7%）よりも小さいため、賃金上昇率（2.3%）によって改定されます。

また、現在の年金は、平成12年度から平成14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額は据え置く措置（物価スライド特例措置）が講じられたため、法律が本来想定していた年金額（本来水準）に比べ、2.5%高い年金額（特例水準）が支払われていました。この特例水準について、段階的に解消する法律^{※1}が平成24年11月に成立したため、平成25年10月からマイナス1.0%、平成26年4月からマイナス1.0%が行われ、残った差の解消として平成27年4月にマイナス0.5%が行われます。

さらに、現役世代人口の減少等を考慮したマクロ経済スライド（マイナス0.9%）による年金額調整が開始されるため、平成27年4月分の年金額からは、賃金上昇率（2.3%）に特例水準の解消（マイナス0.5%）およびマクロ経済スライド（マイナス0.9%）を合わせ、3月分までの年金額に比べ、基本的に0.9%の増額^{※2}となります。

年金受給者の方の受取額が変わるのは、通常4月分5月分の年金が支払われる6月からです。改定後の年金額は、6月15日のお振り込みに合わせて、年金額改定通知書等でお知らせします。

※1 『国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）』

※2 お生まれの年度や加入期間によって、増額幅が0.9%とならない場合があります。

主な年金給付の金額

	平成27年3月まで	平成27年4月から
老齢基礎年金（満額）	772,800円	780,100円
障害基礎年金（一級）	966,000円	975,100円
（二級）	772,800円	780,100円
遺族基礎年金（子1人）	995,200円	1,004,600円
〔基本額〕	〔772,800円〕	〔780,100円〕
〔子の加算額〕	〔222,400円〕	〔224,500円〕

ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください

平成27年度の算定基礎届は

7月1日(水)～10日(金)までに提出してください

(提出日が指定されている事業所はその日にご提出ください)

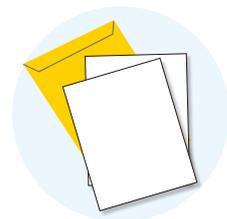
健康保険・厚生年金保険では、被保険者の「標準報酬月額」を、実際に受けた報酬に合わせて毎年9月に決定し直します。

決定し直された「標準報酬月額」は、原則9月～翌年8月までの1年間固定され、納めていただく保険料額の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

事業主の方は、7月1日現在で使用している全被保険者*について、4月・5月・6月に支払った報酬を「被保険者報酬月額算定基礎届」に記入し、7月1日～10日(または指定された日)に提出してください。6月下旬に、あらかじめ被保険者の氏名などが印字された届出用紙が、日本年金機構より送付されますので、期限内のご提出をお願いします。

また、平成27年度の算定基礎届(総括表)には、日本年金機構が把握している会社法人等番号を記載しております。記載内容をご確認いただき、誤りがある場合は「訂正後欄」に必要事項を記入してください。会社法人等番号の追記・訂正を行う必要がある場合は、法人(商業)登記簿謄本等の会社法人等番号が確認できるもののコピーを添付してください。

*提出する年の6月1日以降に資格取得された方など、一部の方については今年度の算定基礎届の対象外です。



「賞与支払届」はすみやかに 提出してください

被保険者に賞与を支払ったときは、5日以内に「被保険者賞与支払届」および「被保険者賞与支払届総括表」を年金事務所または事務センターに提出することになっています。

登録されている賞与支払予定月の前月に、あらかじめ被保険者の氏名などを印字した届出用紙が日本年金機構より送付されますので、支払年月日や支給額などを記入し提出してください。

なお、登録されている賞与支払予定月に賞与の支払いがない場合でも、「被保険者賞与支払届総括表」の提出は必要です。

また、「賞与支払届」は届出用紙による届出のほか、電子媒体(CD・DVD等)による提出や電子申請もご利用いただけます。



対象となる賞与

賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支給のものをいいます。年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象です。

また、労働の対償とみなされない結婚祝金、病気見舞金等は対象外です。

ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

新しい業務システムのサービスインについて



協会けんぽでは、加入者の方々へのサービスに万全を期するため、新しい業務システムへの移行等の日程を延期しておりましたが、**平成27年6月29日(月)サービスイン**となりました。

なお、その移行等に伴い、一部の業務を停止する期間が発生しております。この間、ご迷惑をおかけして誠に申し訳ありませんが、なにとぞご理解たまわりますようお願い申し上げます。

くわしくは、協会けんぽのホームページ、メールマガジン等でお知らせしておりますので、ご確認をお願いいたします。

登録無料

協会けんぽ大阪支部メールマガジン読者募集中!!

健康保険事務
担当者さまに
おすすめです

健康保険の制度改正や、保険料率変更など、毎月2回、
健康保険のお役立ち情報をお届けします。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka/cat130>

申請書等の提出は必ず『新様式』でお願いします

協会けんぽでは、平成26年7月から各種申請書等の様式を一新いたしました。

皆さまからいただいた申請書（届出書・申出書）について、事務処理を迅速に行うために、スキャナを使用して読み取りを行い、審査業務の効率化を図ります。

旧様式の申請書をお持ちの場合は廃棄いただき、必ず新様式の申請書でご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

新様式の申請書は、協会けんぽホームページからダウンロードしていただくか、協会けんぽ大阪支部までご用命ください。

申請書の印刷についてのお願い

申請書の様式サイズが異なっている場合や印刷濃度が薄い場合は、スキャナで正しく読み取ることができず、審査業務が遅れ、給付金の支払い全体が遅延します。

申請書の印刷の際は、ダウンロードページの「申請書の印刷についてのお願い」にご留意いただき、片面印刷でご利用ください。また、コピー機などにより複写して使用しないようにご協力をお願いいたします。

新様式はホームページから
ダウンロードできます

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>



お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ

医療費の自己負担が高額になりそうな場合は…

限度額適用認定証をご利用ください

ご存じですか？

同一月に医療機関ごとでかかった医療費のお支払いが高額となった場合、申請していただくことにより、後日、自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

しかし、高額療養費の払い戻しには受診月から3カ月以上かかるため、窓口でのお支払いは大きな負担になります。**限度額適用認定証をご利用になると**、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり**高額療養費（払い戻し）の申請が原則不要**になります。

※差額ベッド代などの保険外負担分や食事代等は別途費用がかかります。

例えば1カ月の総医療費が100万円かかったとき 所得区分：ウ（下表参照）
窓口負担割合3割の場合

限度額適用認定証を提示しない場合 **300,000円**

300,000円（3割負担）を医療機関窓口で支払い、後日高額療養費の申請により、212,570円が払い戻されます。

限度額適用認定証を提示した場合 **87,430円**

87,430円（自己負担限度額）*を支払い、後日高額療養費の申請が原則不要となります。

※自己負担限度額
=80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%

自己負担限度額はいくら？

（平成27年1月診療分から変更されています）

70歳未満の方の自己負担限度額は被保険者の所得区分によって下表の5つに分類されます。

被保険者の所得区分	申請書の種類	自己負担限度額*1	多数該当*3
①区分ア 標準報酬月額83万円以上の方	限度額適用認定申請書	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
②区分イ 標準報酬月額53万~79万円の方		167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③区分ウ 標準報酬月額28万~50万円の方		80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④区分エ 標準報酬月額26万円以下の方		57,600円	44,400円
⑤区分オ (低所得者)*2	限度額適用・標準負担額減額認定申請書	35,400円	24,600円

※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。

※2 被保険者が市(区)町村民税の非課税者等である場合です。申請には非課税証明書等が必要です。

(注)「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市(区)町村民税の非課税者等であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」該当となります。

※3 療養を受けた月以前の1年間に、3カ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4カ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。



70歳以上75歳未満の方は、保険証とあわせて高齢受給者証を提示することにより、窓口でのお支払いが原則自己負担限度額までとなります。自己負担限度額については協会けんぽまでお問い合わせください。

申請の手続き

申請書は協会けんぽホームページからダウンロードしていただくか、協会けんぽまでご用命ください。



①限度額適用認定申請書と受診される方の保険証のコピーを添付して、協会けんぽ大阪支部にご提出ください。

②限度額適用認定証が交付されます。

③受診するときに保険証とあわせて限度額適用認定証を提示します。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ



登録無料

メールマガジンのご案内

～健康保険事務担当者さまにおすすめです～

メールマガジンに登録するとなにかいいことがあるの？

タイムリーな情報提供

リアルタイムな情報が届きます。毎月2回の定期配信と、至急お届けしたい情報は臨時号を配信する場合があります。何人ご登録をされても無料です(通信料別途)。

協会けんぽ大阪支部から事業所(事務ご担当者)さまへダイレクトに情報提供し、皆さまの事務をサポートいたします。

登録者

10,000名突破!

ぜひこの機会にご登録ください。



お役立ち・お得な情報提供

健康保険の制度改正や手続き、保険料率変更などの健康保険事務を行ううえで**重要な情報や参考になる情報**が届きます。メールマガジンで内容をチェックして、さらにくわしく知りたいときは**メールマガジン内のURLからそのままホームページ**で詳細が確認できます。

メールマガジンとはどんなもの？

内容

- ①健康保険の制度に関する旬な情報
- ②健康保険給付申請について、担当者から**実務的なアドバイス**
- ③Q&A形式でよくあるご質問の回答
- ④保健師や管理栄養士から**健康づくりサポート情報**
- ⑤季節の健康情報、健康レシピなどのプチ情報コーナー
- ⑥医療機関検索、小児救急電話相談などのお役立ちリンク集

※いままでの配信内容については、バックナンバーをご参照ください。

健康サポート情報で、従業員の健康管理を見直すきっかけになったわ。

メルマガを支店の事務担当者にもすすめておいたよ。



メルマガで知ったけど、医療費が高くなったときに負担額を軽くする制度があるんだね。

登録は無料でカンタン! (パソコン用の配信となります)

1

協会けんぽ大阪支部のトップページ右下の「協会けんぽ大阪支部メールマガジン」のバナーをクリックします。

2

「協会けんぽ大阪支部メールマガジンの登録について」の「新規登録」ボタンをクリックします。

3

利用規約に同意のうえ、「大阪支部配信登録」画面の項目を入力してください。入力後、確認のうえ、登録ボタンをクリックすれば登録完了です。

協会けんぽ大阪支部
メールマガジン

- ✓お役立ち情報満載
- ✓登録は無料で簡単

配信回数

- ◆毎月2回配信
- ◆臨時号も配信



スマートフォンでの登録はこちらから



お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

労務事務講習会

『実務に役立つ労働保険・社会保険の基礎』

～採用から退職までどのような手続きが必要なのか～

事業所の事務担当者の方を対象に「労務事務講習会」を開催します。

- **日程・場所・定員**
 - 平成27年8月18日(火) (内容は両日とも同じものです)
 - 平成27年9月15日(火)
 - 午後1時30分～4時30分
 - 薬業年金会館 <中央区谷町6-5-4> (定員 各100名)
 - 講師: 社会保険労務士 後藤田 慶子 氏
- **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている方(健康保険組合に勤務されている方を含む)。
- **参加費用**
 - 会員事業所の被保険者等 **無 料**
 - 非会員事業所の被保険者等 **1,000円**

非会員事業所の参加決定者には、参加費用の郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。また、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。
- **募集の締切** (8月18日分)平成27年7月24日(金)必着
(9月15日分)平成27年8月28日(金)必着
- **応募方法** 「郵便往復はがき」に参加申込書を貼付のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へお申し込みください。参加者には、返信用はがきにより、参加証を送付いたします。
なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定します。
※お申し込みはどちらか1回、1事業所、1名様とさせていただきます。
返信はがきの宛先は必ずご記入ください。記載もれのある場合は受付できませんので、ご注意ください。
※参加申込書(コピー可)にご記入のうえ、切り取って「郵便往復はがき」の往信の文面欄に貼付してください。下記参照。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

(労) 労務事務講習会 参加申込書

会員の有無	会員番号 (27- -)	
	非会員・不明	
事業所名称		
事業所整理記号		
事業所所在地	〒 -	
電話番号	()	
参加希望日	月 日 ()	
参加者氏名	性別	男・女

往復はがき 記入例

郵便往復はがき

55010003

往信

大阪市西区京町堀1-3-13
辰巳ビル2階

一般財団法人
大阪府社会保険協会 宛

白 紙

郵便往復はがき

00000000

返信

〇〇区〇〇町〇-〇-〇

(株)△△工業内
(参加申込者氏名) 様

参加申込書貼付

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

年金事務講習会

『実務に役立つ年金あれこれ』

～老齢・障害・遺族年金の給付について～

事業所の事務担当者の方を対象に「年金事務講習会」を開催します。

- **日程・場所・定員**
 - 平成27年8月26日(水) (内容は両日とも同じものです)
 - 平成27年9月29日(火)

午後1時30分～4時30分
大阪府病院年金会館 <天王寺区六万体的町4-11> (定員 各100名)
講師:社会保険労務士 後藤田 慶子氏
- **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている方(健康保険組合に勤務されている方を含む)。
- **参加費用**
 - 会員事業所の被保険者等 **無 料**
 - 非会員事業所の被保険者等 **1,000円**

非会員事業所の参加決定者には、参加費用の郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。また、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。
- **募集の締切** (8月26日分)平成27年7月24日(金)必着
(9月29日分)平成27年8月28日(金)必着
- **応募方法** 「郵便往復はがき」に参加申込書を貼付のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へお申し込みください。参加者には、返信用はがきにより、参加証を送付いたします。
なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定します。
※お申し込みはどちらか1回、1事業所、1名様とさせていただきます。
返信はがきの宛先は必ずご記入ください。記載もれのある場合は受付できませんので、ご注意ください。
※参加申込書(コピー可)にご記入のうえ、切り取って「郵便往復はがき」の往信の文面欄に貼付してください。下記参照。

お申し込みお問い合わせ先 (一財)大阪府社会保険協会 〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

年
年金事務講習会 参加申込書

往復はがき
記入例

往信

返信

会員の有無	会員番号 (27- -) 非会員・不明
事業所名称	
事業所整理記号	
事業所所在地	〒 -
電話番号	()
参加希望日	月 日 ()
参加者氏名	性別 男・女

郵便往復はがき

大阪府社会保険協会 宛

大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階

一般財団法人 大阪府社会保険協会

白紙

郵便往復はがき

大阪府社会保険協会 様

〇〇区〇〇町〇-〇-〇

(株)△△工業内
(参加申込者氏名) 様

参加申込書貼付

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

「ねんきんネット」のご利用登録を！

1 日本年金機構のホームページにアクセス

日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。

2 「ねんきんネット」サービスご利用登録

●アクセスキーとは…

お客様の誕生日に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

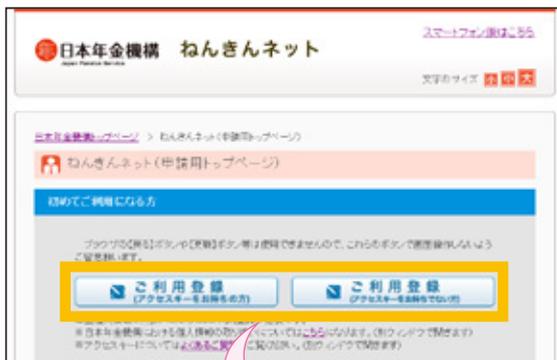
①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。



「ねんきんネット(申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。



スマートフォンの方は
こちらからアクセスできます。



●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。



くわしくは、「ねんきんネット」で検索



http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ

0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144